

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和5年1月1日から12月31日までの間（以下「令和5年中」という。）に財産の贈与を受けた者について、令和6年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を、全数調査の方法で調査・集計したものである。ただし、「6-1 申告・課税状況」の「(3) 課税状況における申告又は処理の別」及び「(5) 加算税の状況」については、令和5年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和6年6月30日までの申告又は処理による課税事績を調査・集計し、また、令和4年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績についても調査・集計している。

2 用語の説明（令和5年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 農地等納税猶予税額 農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予され、その猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」という（措置法第70条の4）。
- (2) 株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（経営承継受贈者）が、贈与者から当該非上場会社の株式等を贈与により一定期間内に取得をし、その会社を運営していく場合には、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限る。）に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、その猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」という（措置法第70条の7）。
- (3) 特例株式等納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である受贈者（特例経営承継受贈者）が、贈与者から非上場会社の株式等を贈与により一定期間内に取得をし、その会社を運営していく場合には、特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、その猶予される贈与税額を「特例株式等納税猶予税額」という（措置法第70条の7の5）。
- (4) 医療法人持分納税猶予税額 認定医療法人の持分を有する人（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の人（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予され、その猶予される贈与税額を「医療法人持分納税猶予税額」という（措置法第70条の7の9）。
- (5) 事業用資産納税猶予税額 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける後継者である受贈者（特例事業受贈者）が青色申告（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた贈与者からその事業に係る特定事業用資産の全てを贈与により一定期間内に取得をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、その特定事業用資産に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、その猶予される贈与税額を「事業用資産納税猶予税額」という（措置法第70条の6の8）。
- (6) 特例贈与財産 直系尊属（父母や祖父母など）である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額が計算され、その「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」という。
- (7) 一般贈与財産 直系尊属以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額が計算され、その「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」という。
- (8) 住宅取得等資金の非課税制度 父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（住宅取得等資金）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、一定の限度額までの金額について、贈与税が非課税となる制度をいう（措置法第70条の2）。
- (9) 教育資金の非課税制度 受贈者（30歳未満の者に限る。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となる制度をいう（措置法第70条の2の2）。
また、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税抛込額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円が限度であり、管理残額がある場合には管理残額を含む。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととなる。
- (10) 結婚・子育て資金の非課税制度 受贈者（18歳以上50歳未満の者に限る。）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金銭に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となる制度をいう（措置法第70条の2の3）。
また、受贈者が50歳に達するなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛込額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭については、300万円が限度であり、管理残額がある場合には管理残額を含む。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととなる。

3 贈与税の税率等（令和5年分）

(1) 暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除した残額を下の表により贈与税額を計算。

【特例税率（特例贈与財産）】

基礎控除後の 課税価格	200 万円 以下	400 万円 以下	600 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	3,000 万円 以下	4,500 万円 以下	4,500 万円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	10 万円	30 万円	90 万円	190 万円	265 万円	415 万円	640 万円

【一般税率（一般贈与財産）】

基礎控除後の 課税価格	200 万円 以下	300 万円 以下	400 万円 以下	600 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	3,000 万円 以下	3,000 万円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	10 万円	25 万円	65 万円	125 万円	175 万円	250 万円	400 万円

(2) 相続時精算課税

特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から相続時精算課税の特別控除額を控除した金額に 20% の税率を乗じて贈与税額を計算。

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除 婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000 万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から 110 万円が控除される。
- (3) 医療法人持分
税 額 控 除 認定医療法人の持分を有する者（贈与者）がその持分の全部又は一部を放棄したことにより、その認定医療法人の持分を有する他の者（受贈者）に贈与税が課される場合に、その受贈者がその放棄の時からその放棄により受けた利益に係る贈与税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄したときには、放棄した持分に相当する贈与税額が、その受贈者の贈与税額から控除される（措置法第 70 条の 7 の 10）。
- (4) 相続時精算課税
に 係 る 特 別 控 除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500 万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500 万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。